平成２３年（フ）第２１２５号
札幌市白石区東札幌４条２丁目６番13号　ティアラ東札幌プロムナード203号
債務者　南口　正弘
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山川　　徹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５号
三重県熊野市有馬町1417番地１、前住所三重県熊野市木本町610番地の６
債務者　伊藤　　一
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第３７号
三重県尾鷲市三木里町280番地
債務者　上岡三喜也
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堂前美佐子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月１日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２２年（フ）第１７４９号
大阪府富田林市藤沢台２丁目２番248号、前住所横浜市保土ケ谷区岩間町２丁目104番地４　ライオンズマンション保土ケ谷第５―409号
債務者　山村　善継
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　邦子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
長野県中野市大字吉田736番地５　グリーンハイム土屋11号
債務者　小川けさ代
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　慎治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２０７１号
川崎市麻生区王禅寺西１丁目34番１―102号
債務者　和泉　　弘
1　決定年月日時　平成23年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹中　英信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２６３号
福井県大野市本町５番20号
債務者　木下商店こと　木下　　薫
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乙部幸市郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６４号
福井県大野市本町５番20号
債務者　木下登代子
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乙部幸市郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６５号
福井県大野市本町５番20号
債務者　木下　英一
1　決定年月日時　平成23年８月９日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　乙部幸市郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月29日午前11時15分
5　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
福井地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３１７号
函館市深堀町14番20号
債務者　登根　健治
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３１８号
函館市大川町６番８号
債務者　藤田　　豊
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第３２３号
函館市湯浜町14番２―701号
債務者　山本　千春
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第２４号
岩手県二戸市金田一字沖31―２　平田アパート２号、住民票上の住所岩手県二戸市金田一字沖31番地２　平田アパート
債務者　君成田美雪
1　決定年月日時　平成23年８月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２３年（フ）第９１０号
埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地２―28―404
債務者　遠藤　政江
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９６４号
埼玉県鴻巣市糠田1408番地５
債務者　深井　光一
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０６２号
埼玉県上尾市大字平塚1596番地
債務者　藤波　正子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１１１５号
さいたま市西区大字清河寺685番地１　葵の園、旧住所さいたま市大宮区櫛引町１丁目360番地
債務者　新井　良昌
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係